

## 区長報告第6号

### 専決処分について（アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例）

地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）が令和6年3月30日に公布され、同年4月1日施行に係る規定について、アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例（昭和50年港区条例第54号）の一部を改正する必要があるとあり、同年4月1日に区長専決処分を行いました。

#### 1 専決処分の日（条例を公布した日）

令和6年4月1日

#### 2 改正内容

アメリカ合衆国の軍隊の構成員等が所有する軽自動車等に係る軽自動車税の種別割の徴収方法について、現行用いられている証紙徴収の方法に加え、普通徴収の方法によることができることとします。

#### 3 施行期日

公布の日（令和6年4月1日）

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(前略)</p> <p>(徴収の方法)</p> <p>第三条 前条に規定する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割については、この条例の定めるところにより、普通徴収又は証紙徴収の方法によつて徴収する。</p> <p>(証紙徴収の手続)</p> <p>第四条 軽自動車税の種別割の納税義務者は、証紙徴収の方法によつて納付する場合は、当該税額を第一号様式による軽自動車税(種別割)納税証紙(以下「証紙」という。)によつて払い込まなければならない。</p> <p>2 軽自動車税の種別割の納税義務は、証紙徴収の方法によつて納付する場合は、前項の規定による証紙に第二号様式の軽自動車税(種別割)納税済証印による検印を受けた時又は港区が指定した指定金融機関、指定代理金融機関若しくは収納代理金融機関の領収日付印の押印を受けた時に完了するものとする。</p>	<p>(前略)</p> <p>(徴収の方法)</p> <p>第三条 前条に規定する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割については、この条例の定めるところにより、証紙徴収の方法による。</p> <p>(証紙徴収の手続)</p> <p>第四条 軽自動車税の種別割の納税義務者は、当該税額を第一号様式による軽自動車税(種別割)納税証紙(以下「証紙」という。)によつて払い込まなければならない。</p> <p>2 軽自動車税の種別割の納税義務は、前項の規定による証紙に第二号様式の軽自動車税(種別割)納税済証印による検印を受けた時又は港区が指定した指定金融機関、指定代理金融機関若しくは収納代理金融機関の領収日付印の押印を受けた時に完了するものとする。</p>

(納期)

第五条 軽自動車税の種別割の納期は、普通徴収の方法によつて徴収する場合は港区特別区税条例第三十九条第二項に規定する納期とし、証紙徴収の方法によつて徴収する場合は四月一日から同月三十日までとする。

(後略)

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(納期)

第五条 軽自動車税の種別割の納期は、四月一日から同月三十日までとする。

(後略)